

○財務省告示第二百八十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十八年六月二十日に発行した割引短期国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年七月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 割引短期国庫債券（第四百三回）

二 発行の根拠 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下

四 発行方法 適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

五 発行金額 日本銀行による借換えのための引受け

六 最低額面金額 額面金額で五兆五千五十八億円

七 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

八 発行日 額の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

九 発行価格 平成十八年六月二十日

十 償還期限 額面金額百円につき九十九円四

平成一十九年六月二十日
たただし、償還期が銀行休業日に
当たるときは、その翌営業日に

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償
成 本 面 還
十 銀 金 金
八 行 額 を
年 百 円 支
六 円 払
月 につ
二 き
十 百
日 円